

滋賀県環境影響評価審査会 議事概要

- 1 日時 令和元年 11 月 25 日（月） 10 時 30 分～16 時 45 分
- 2 場所 湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ 3 階
- 3 議題 (1) 湖北広域行政事務センター 新一般廃棄物処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について
(2) (仮称) 鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価方法書について
- 4 出席委員 市川委員（会長）、和田委員（副会長）、奥村委員、平山委員、堀委員、水原委員、皆川委員

5 議事概要

- (1) 湖北広域行政事務センター 新一般廃棄物処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について

(事務局)

資料 1 - 1 により、事業概要およびこれまでの経緯について説明。

(事業者)

前回の審査会意見、長浜市長意見および滋賀県関係課意見に対する見解（資料 1 - 2 から 1 - 4）について説明。

(会長)

ただ今の説明について、委員の皆様からご意見・ご質問をお願いします。

(委員)

供用後にはパッカー車等が通行するようになるが、交通量の変化は予測するのか。

(事業者)

パッカー車と一般の方による持ち込みの車で交通量は最大で 350 台程度（1 時間あたり 70 台程度）増えると考えている。現在は、多いときに片側で 1 時間あたり 100 台程度の交通量であり、県道の交通量の計画台数の範囲内であり、特に影響を与えるような台数ではないと考えている。

台数については、方法書や準備書の中で記載していきたいと考えている。

(委員)

現在の圃場の高さから3 m嵩上げしたところに施設を作るということであったが、その面より下に廃棄物や焼却灰が保管されることはあるのか。水が入ってきた場合に外部への流出等はないと考えられるのか。

(事業者)

滋賀県が作成した「地先の安全度マップ」では、2～3 mの浸水が予想される地域であることから3 mの嵩上げを行うこととしている。

ごみピットの周りは建物に囲まれていることもあり、周囲から大量の水が流入することはないと考えている。また、仮に水が流入したとしてもプラント排水の処理施設で処理してから下水放流する計画である。

なお、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアルの中でも浸水対策を推進することが記載されており、浸水対策にも配慮した設計計画を行っていく予定である。

(会長)

プラントの中には水が入ってこない構造対策をされるということによいか。

(事業者)

そうである。そういう計画を今後していくということである。

(委員)

事業者見解として、「浸水対策にも配慮した計画を行っていく」ということをしっかり示したほうがよかったと思う。例えば資料1－4の6番および7番の意見に対して「水質汚濁等の影響はありません」と言い切るのではなく、「水質汚濁等の影響はないとは考えますが、十分配慮した事業計画を進めるよう検討していきます」というような見解のほうがよいと考える。

(事業者)

ご意見を取り入れていきたい。

なお、資料1－4の6番および7番の意見に対する見解における「水質汚濁等」については、洪水時ではなく通常時のことを想定したものであるため、洪水時にごみ等が流出しないようにするという意味合いも込めて整理していきたい。

(委員)

台風19号による浸水により、福島県郡山市の焼却施設が稼働停止となり、他市町村や他府県にごみ処理を依頼している事案が発生している。現地盤の嵩上げや、ピットの

位置をなるべく高い位置にするなど、浸水に備える対策をしていただきたい。

(事業者)

今後計画に生かしていきたい。

(会長)

このことに係る事業者の見解については、方法書以降の段階で図書に明記していただきたい。

(委員)

仮調整池から込田川への排水路の底面にはコンクリートを打つのか。また、排水路が込田川に流入するまでの左右には水田が存在するが、水田からの排水はこの排水路に入るか。

(事業者)

排水路の底面にはコンクリートを打つ予定である。この排水路には水田からの排水も流入する計画である。

(会長)

資料1-2から資料1-4の余熱利用に係る事業者の見解について、資料1-2では「ごみ発電が有力な候補と考えています」、資料1-3では「発電等による熱エネルギーを有効活用する計画を策定する」、資料1-4では「発電等による熱エネルギーの有効活用を検討する」と、意味合いが異なる記載となっている。発電をする方針ということでよいか。

(事業者)

最終決定はまだだが、発電を前提にしていきたいと考えている。

(会長)

では、余熱利用に係る事業者の見解としては、資料1-3に記載の見解ということでよいか。

(事業者)

そのとおり。

(委員)

浸水想定について、滋賀県の浸水想定区域図で見ている場合には支川からの影響も考慮したものとなっているが、姉川・高時川の浸水想定区域図は本川が氾濫した場合の水位であって支川の氾濫は考慮されていないので、ご留意いただければと思う。

(会長)

それでは他に意見がないようなので、審査会意見のとりまとめに入りたいと思います。事務局から資料1-5の説明をお願いします。

(事務局)

事務局から資料1-5について説明。

配慮書段階の意見であり、個々の調査の方法論ではなく、事業計画に関することを中心に意見を取りまとめている。

(会長)

それでは、各委員からの意見等をお願いします。

(委員)

事業実施想定区域の背後の山は、人家や田が近くにあり、人の生活と結びついた山と思われるため、文化財・伝承文化についても意見の中に加えてはどうか。

(会長)

事業者においては、方法書以降の手続きの中で、文化財・伝承文化を環境影響評価の項目に選定するつもりがあるか。

(事業者)

文化財、伝承文化を項目として選定する予定である。

(会長)

方法書以降の手続きの中で文化財・伝承文化に係る項目も選定するという事なので、具体的な意見については方法書以降の審査の中で付していくことになると思う。ご意見の点については、他の項目にも関わる全般的な内容として、配慮書段階で選定されていない環境影響評価の項目についても方法書段階で適切に検討するよう意見を付すことが適当と思われるがどうか。

(事務局)

御意見の点については、全般的事項の中に盛り込んでいきたい。

(委員)

全般的事項(3)の「リサイクル施設が整備予定であること、また、隣接敷地に斎場が整備予定であることを踏まえた調査」が何を意図するかわかりにくいので、「これらの施設が整備予定であることを踏まえた総合的な調査」という表現にしてはどうか。

(会長)

御意見を踏まえて事務局において修正願う。

(委員)

個別的事項(2)(水環境)の「事業実施想定区域付近には、田川および姉川とその支流である高時川や草野川が流れており、また、高時川や姉川の下流域にはアユの産卵保護水面が設定されている。」という文章も意図するところがわかりづらい。これでは下流域のアユのことしか伝わらないと思うので、資料1-2の22番の意見等の記載も参考に、付近の動植物のことも含まれていることがわかるように記載したほうがよい。

(委員)

先ほどの議論の中で挙げた洪水による浸水リスクについては、個別的事項の中で触れておかなくてよいのか。

(会長)

御意見のことについては、全般的事項(2)の「災害への対策を十分講ずることにより」の文言の中で読むこともできるので、この文章にわかりやすく言葉を補うなどの対応でもよいと思われる。

個別的事項には、環境影響評価の項目として定められているものを記載することとなる。災害については、条例上、環境影響評価の項目として定められていないので、個別的事項には書きにくいと考えている。

(委員)

事業と災害の関係を考えたときに、周りの環境への影響を与える可能性のある事象の一つとして浸水というものがあると思い、先ほど意見を述べたもの。具体的な事象については例示として挙げればよいと考える。

(事務局)

全般的事項(2)の「災害への対策を十分講ずることにより」の文章の前に、例示として「浸水等の」という文言を補うかたちで修文する。

全般的事項(2)では「地域における循環型社会の形成に資する施設整備となるよう検討すること。」と記載しており、浸水により機能不全に陥らないようにするという観点を中心の書き方になっている。しかし、本審査会の議論の中では、浸水による汚染物質の流出による環境リスクの観点も議論に上がったが、このことについての対策も「災害への対策を十分講ずる」という文言の中で読むということによいか。

(委員)

災害への対策を講ずることの意味には、施設の機能が損なわれ、期待された機能が果たせなくなることを防止することと、災害が原因で周りの環境を破壊してしまうことを未然に防ぐということの2つがある。「地域における循環型社会の形成に資する施設整備」がこのどちらにもかかっていると読めば、この段階で両者を記載する必要はないと考える。

(会長)

それでは、本日の意見を踏まえ、事務局と調整の上審査会意見をまとめていくこととする。

<休憩>

(2) (仮称) 鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価方法書について

(事務局)

資料2-1について、事務局から説明。

(事業者)

前回の審査会意見、日野町長意見および滋賀県関係課意見に対する見解(資料2-2から資料2-4)について説明。

(会長)

ただ今の説明について、委員の皆様からご意見・ご質問をお願いするが、まず最初に資料2-3の2番の意見に対する見解について、造成済みの土地をどう扱うのか。「環境影響評価区域」とは「対象事業実施区域」ではないということによいか。

(事業者)

「対象事業実施区域」には含まれていないが、この造成済の土地に将来的に工場等が立地した場合の影響も含めて、調査、予測および評価を行うということ。

(会長)

本件の事業の種類は工業団地造成事業であり、土地の造成についての環境影響評価である。そのため、立地する工場等の影響については環境影響評価の対象ではなく、事業者側の姿勢として併せて考えられているということと思うが、滋賀県としての整理はどうか。

(事務局)

本件においては、造成済みの土地や工場等の立地後に関する影響の調査、予測および評価については条例上求められているものではないと考えている。その一方、例えば対象事業実施区域と一体的に造成済の土地から濁水が生じるおそれがある場合は、発生源により切り分けて考えるのではなく、一体的に調査、予測および評価を行っていただくほうがよいと考えている。

(会長)

規定以上の追加的な調査、予測および評価を行うことに異論を挟む必要はないと思うが、そうであれば、造成の影響と工場等の建設の影響を整理した上で項目選定表を作成すべきではないか。

(事業者)

項目選定表の大気質および騒音・振動については、北側の造成済の土地を含めた全体的な視点で調査、予測および評価することとして記載している。造成済の土地と対象事業実施区域を切り分けた調査、予測および評価の計画は立てているわけではない。

(事務局)

造成済の土地は対象事業実施区域ではないが、環境への配慮という観点から、影響を適切に評価することができるように、県としては一体としての環境影響評価をしていただきたいと考えている。

(会長)

北側の造成済みの土地は工場立地による影響が考えられ、対象事業実施区域は造成および工場立地による影響が考えられる。準備書段階では影響をどう考えて項目選定した

か、整理して記載していただきたい。

(事業者)

県とも協議のうえ準備書に反映したい。

(委員)

例えば、水量や水質の調査、予測および評価を考えた場合、その結果をどう扱うか検討が必要と思われる。北側の造成済の土地については、造成前からどう変わったかの影響を見ることはすでに不可能であり、予測に対する評価をする際には注意が必要であるので、準備書でしっかり明示いただきたい。

(会長)

造成済の土地および対象事業実施区域については、それぞれの現状をスタートとして、これ以降の変化による影響を予測、評価するということと思われるので、そのことがわかるように準備書に記載いただきたい。

(事業者)

準備書においては北側の土地は造成済であるという条件がわかるように記載する。

(委員)

方法書の p.124 の図 2-6-12 の「水生生物の現況調査地点」において、ため池のみが水生生物調査地点となっているが、対象事業実施区域中を流れる小川では調査しないのか。既存の資料で十分な知見が得られないようであれば、小川での調査も検討していただきたい。

(事業者)

水量が少なく水深が浅く、魚類はあまりいないと考えられるが、底生生物は生息している可能性があると考えられる。

御意見を踏まえて検討する。

(委員)

方法書 p.96 において、水環境の水質・底質の項目に関する選定する理由または選定しない理由として「対象事業実施区域の下流河川には注目すべき水生生物の生息情報があり」と記載されているが、これはどのような情報か。

(事業者)

日野町の資料と既存の環境影響評価の資料によるもの。日野町の資料では場所まではわからないが、既存の環境影響評価の資料の情報では佐久良川の記載があり、水生生物調査地点の No. 1 の調査地点のあたりと考えている。

(委員)

修正後の図 6-2-4 で底質調査地点として No. 2 および No. 4 の 2 地点が設定されているが、対象事業実施区域から離れすぎているため、造成の影響を適切に把握するためには対象事業実施区域直下における地域でも調査したほうがよいと思われる。

(委員)

ため池だけでなく、対象事業実施区域内の河川域でも水生生物の調査を実施したほうがよい。

(事業者)

御意見および調整池から下流側はコンクリートで整備済みであることを踏まえ、修正後の図 6-2-4 の No. 3 から No. 5 あたりに、水生生物および底質の調査地点を追加することを検討したい。

(委員)

資料 2-2 の 11 番の意見に対しては、現存樹木量の推定の件で事業者見解として「精度に問題があるようであれば、毎木調査の実施も検討します」と記載されているが、先ほどの事業者の資料説明の際には「毎木調査を実施する方向で検討する」とのことだった。実際はどのように考えているか。

(事業者)

資料 2-2 に見解を記載後、毎木調査を実施しないと精度的に問題があると判断したため、毎木調査を実施する方向で検討している。

(委員)

毎木調査のスケジュールはいつ頃を想定しているか。

(事業者)

まだ具体的にいつかは決めていないが、晩秋から冬にかけての時期を考えている。

(会長)

資料2-2の12番の意見に対する事業者の見解は「有価物として売却可能な幹材については売却し、有効利用を図る予定」とのことであるが、大部分は有価物として売却可能と考えているということによいか。

(事業者)

基本的には根と枝葉の部分は廃棄物として処分することになると考えているが、半分強くらいは有効利用できると考えている。

(会長)

それでは続いて、審査会意見のまとめに入りたいと思います。

(事務局)

事務局から資料2-5について説明。

(会長)

それでは審査会意見(案)について、ご意見を願います。

(会長)

個別事項(1)(大気環境、騒音・振動)の最初の4行については、方法書に記載されている内容と同じなので、審査会意見を簡潔なものとするために削除した方がよい。

また、「対象事業実施区域の西側に位置する地域」のところがわかりにくいので、「湖南サンライズ」という具体的名称を加えるなどした方がよい。

(委員)

個別的事項(2)(水環境)の「また、流出量の変化に伴う利水への影響について、合理式を用いて予測することとされているが、～検討すること。」の一文についても、簡潔にした方がよい。「また、流出量の変化に伴う利水への影響評価に合理式は適切ではないため、別途、低水評価手法を検討すること。」としてはどうか。

(事業者)

個別的事項(1)(大気環境、騒音・振動)の「～影響を及ぼすことが懸念されるため、当該地域において大気質の調査地点および予測地点を設定することについて検討すること。」という文言は、現況調査が必要という趣旨か。

(会長)

趣旨としては「当該地域においても、大気質の予測、評価を行うこと。」ということであり、予測、評価ができるのであれば現況調査は必ずしも必要ではない。趣旨を踏まえて事務局で修正願う。

(委員)

個別事項（２）（水環境）についても簡潔に記載した方がよい。

「水質の調査地点については、本事業の実施に伴う影響を適切に調査、予測および評価するため、対象事業実施区域の直下等、より近傍に調査地点を設定することについて検討すること。また、対象事業実施区域の周辺は、濁水防止の取組など環境に配慮した農業が営まれている地域である。そうした地域の取組状況等を踏まえ、河川の底質、さらに水生生物についての影響を予測・評価できる調査地点の追加を検討すること。」と記載し、合理式に係る内容に繋げてはどうか。

また、項目の見出しとしても「水環境、生物環境」でよいと考える。

(委員)

個別事項（４）（廃棄物）についても、簡潔にした方がよい。

「対象事業実施区域において伐採される樹木について、適切な現存量の調査、予測および評価を行い、可能な限り再利用を行うなど、環境負荷の低減に配慮すること。」としようにした方がよい。

(会長)

それでは、本日の意見を踏まえ、事務局と調整の上審査会意見をまとめていくこととする。

以上